

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概算要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項) (目) (自動)	概算要求額 (単位:千円)	その他	管理 事業 番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	制度の所管・ 関係省庁
0810010	文部科学省	BOT方式により取得される公立中等等の施設に対する、不動産取得税取扱いのBOT方式とのイコルフunding	地方税法第6条、第73条の2、第73条の3、附則第11条の10等	国や地方公共団体が実施するサービスマン型、BOT方式でかつ民間と総合しい施設のPFI事業について、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の課税標準を特例措置として2分の1に減免。(平成24年度末)	C	BOT方式によるPFI事業における不動産取得税等の取扱いについては、これまで公共施設全体の中で公立学校施設に対しては免税措置が講じられてきたと承知している。本件については、公共施設全般に対する措置を講ずることが適当であると考え	—	—	—	1 0 3 1 0 1 0	BOT方式により取得される公立中等等の施設に対する、不動産取得税取扱いのBOT方式とのイコルフunding	中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業 現在、まんのう町ではPFI事業で中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業をおこなっている。国内で主流のBOT方式ではなく、BOT方式をとり、施設を建設しようと考えているが、業による不動産取得税の取り扱いの問題に直面している。同じPFI事業で同じ用途の不動産取得でも、BOT方式によるものは非課税になり、BOT方式のものは1/2課税となる。この取り扱いはおなじ公共施設に 対して、不平等な取り扱いだと考える。PFI事業は、公益を行っている行政が、民間活力を活用する事業である。納税義務が生じない公益である役所がPFI事業契約するものへの課税は、特に民間の国内の公立学校をはじめとした公立施設にはなじまないのではないかと、当該事業において、課税を行うことは、結局、町税から県税に税金を振り替える操作にしかならない。こうした、取り扱いの不整合を是正したいと考えている。また、取り扱いを単純に安らがないのであれば、当該事業に限らず、当該施設が、建設(地方自治法第111条第10号)後の課税額を算出(仮定)して、当該部分に対する補助金ないし、地方交付税上の措置で一定の補填をおこなわれるよう算定および 租賦平等を確保したい。BOT方式およびBOT方式に対する不動産取得税の取り扱いを均一化することは、PFIにおけるBOT方式採用とBOT方式と同一水準で促進することになり、非効率とされる役所仕事の効率化をより促進することが可能となる。こうした税金の無意味な操作の削減、そして、より効率的な行政経営を可能にすることが、地域活性化につながっていくと考える。	地方税法第6条、第73条の2、第73条の3、附則第11条の10等	香川県	まんのう町	文部科学省 内閣府	
0810020	文部科学省	低炭素化に資する研究費分について、税額控除限度額を上乗せする税制の導入	租税特別措置法第42条の4第88条の9	「試験研究費の総額に係る税額控除制度」は、その事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。 この制度による税額控除限度額は、その事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額に、税額控除割合(10%。ただし、試験研究費割合が10%未満である場合は算式(試験研究費割合×0.2÷8%)によって計算した割合)を乗じて計算した金額。ただし、税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合は、その20%相当額を限度とする。(ただし、平成21年度・22年度においては、法人税額の30%相当額を限度とする。)	C	我が国全体の研究開発活動の7割以上(研究開発投資ベース)を占める民間研究開発活動の自主性と活力を促進し、科学技術の総合的な振興を図るため、研究開発促進税制により、試験研究費に係る分限を特定しない税額控除を行っている。このため、特定分野に限定して税額控除限度額を上乗せすることには、分野を特定しない税額控除により科学技術の総合的な振興を図るという主旨に反しており、御要望にお応えすることは困難である。 なお、低炭素化に資する研究も含まれた試験研究全般に係る税額控除については、総額控除上限の10%引上げ等を税制改正要望しており、これは御要望の主旨に合致するものと思料する。	—	—	1 0 5 2 0 6 0	低炭素化に資する研究費分について、税額控除限度額を上乗せする税制の導入	特に、低炭素化に資する研究(本業試験も含む)について、その費用の全額を研究費として、税額控除限度額を上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	○研究費に対する政府の担割合が主要国と比べて最も低い水準にある中、今後の我が国の成長の要となる低炭素化技術の開発については、研究開発促進税制の拡充が有効。 特に、低炭素化に資する研究(本業試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税額控除限度額に上乗せすることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	租税関係法令	愛知県	トヨタ自動車株式会社	文部科学省 経済産業省 環境省	
0810030	文部科学省	国際学校の整備について	—	平成20年度の日本政策投資銀行の民営化に伴い、『対日投資促進基金施設整備』として、インターナショナルスクールへの「政策金利」での融資を行う事業が廃止された。 しかし、現在も引き続き日本政策投資銀行では、インターナショナルスクールに対して従前と同様に融資を行い、場合によっては基準が緩和された業務を行っている。	D	日本政策投資銀行では、インターナショナルスクールに対して従前と同様に融資を行っている。	—	—	—	1 0 5 7 0 7 0	国際学校の整備について	国際学校の整備に関しては、政策投資銀行において金融支援が行われてきたが、平成20年度の政策投資銀行の民営化に伴い制度が廃止された。しかしながら、今なお必要性については変わりないことから制度の復活を要望するもの。 提案理由: 大阪の成長を牽引する成長戦略拠点において、国際的な人材・企業の集積をはかる取り組みを行っている。これにより住みやすい人間性の生活環境を整えることも重要となり、その一つである国際学校は経営基盤が強くないことから整備が促進されない状況にあることから金融支援が重要となっている。	—	大阪府	大阪市	文部科学省 経済産業省 内閣府	